

第1章 計画策定の背景と目的

1-1. 計画策定の背景と目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊等が原因で多くの尊い命が失われました。国は、この教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとしましたが、その後も平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など、大規模地震が頻発したことから平成17年11月に耐震改修促進法が改正され、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導等の強化が定められました。

本市では、北海道が平成18年12月に北海道耐震改修促進計画を策定したことを受け、平成21年2月に岩見沢市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度までに90%にすることを目標に掲げ、住宅・建築物の耐震性の向上に努めてきました。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える巨大な地震と津波により、建築物に甚大な被害をもたらし、多くの人命が失われました。

このように、住宅・建築物の安全性を取り巻く情勢が大きく変化したことを受け、国は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の被害想定を見直すとともに、これらの地震が最大規模で発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な被害が想定されることから、平成25年5月に耐震改修促進法を再度改正し、不特定多数の者が利用する大規模建築物への耐震診断を義務付けるなど、地震に対する安全性の向上を一層促進することとしました。

平成28年3月には、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえて、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が改正され、住宅・建築物の耐震化率について、令和2年までに少なくとも95%にすることが目標として示され、北海道が平成28年5月に耐震改修促進計画の見直しを行ったことを受け、平成30年3月に本計画を見直し新しい岩見沢市耐震改修促進計画を策定しました。

その後も平成30年6月に大阪府北部を震源とする震度6弱の地震が、さらに、平成30年9月には、北海道胆振東部を震源とする震度7の地震が発生し、北海道全域に大きな被害をもたらしました。

こうした状況のなか、平成30年12月に国の基本方針が改正され、北海道が令和3年4月に耐震改修促進計画を見直したことを受け、本市でも市民の生命及び財産を守ることを目的とし、再度、本計画を見直します。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1（貧困をなくそう）、11（住み続けられるまちづくりを）、13（気候変動に具体的な対策を）の達成に資するものであり、災害に対して建築物の倒壊等から人命を守り、脆弱性を軽減することなどを目指すものとなります。



«ターゲット(抜粋)
災害からの脆弱性を軽減する。»



«ターゲット(抜粋)
災害による被災者数等を大幅に削減する。»



«ターゲット(抜粋)
自然災害に対する強靭性等を強化する。»

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。」に基づいて策定します。

本計画の策定にあたっては、北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）を踏まえるとともに、本市の上位計画、関連計画との整合を図った計画とします。

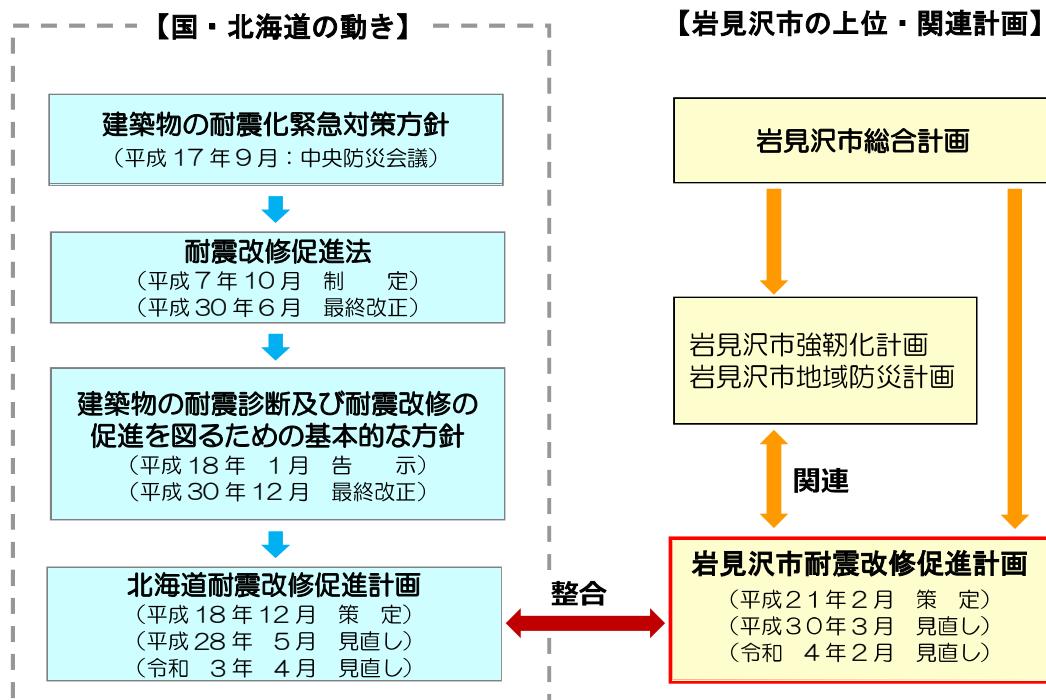


図1 計画の位置づけ

1-3. 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

ただし、国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画との整合を図るため、耐震化の目標は令和7年度（2025年度）に設定します。

なお、社会情勢が大きく変化するなど本計画の見直しの必要性が高まった場合、適宜見直すこととします。